

佐賀県広報媒体広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐賀県政策部広報広聴課が所管する広報媒体に掲載する広告の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における広報媒体とは、県ホームページをいう。

(広告の性質)

第3条 掲載する広告は、県の広報媒体という性格上、その公共性及び品位、信頼性を損なうことがないものとする。

(掲載しない広告)

第4条 次の各号の一に該当する広告は掲載しないものとする。

- (1) 法令等に違反するおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (3) 政治性又は宗教性のあるもの
- (4) 社会問題についての主義主張
- (5) 個人の名刺広告
- (6) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- (7) 自社サイト（SNSは含まない）を保有しないもの
- (8) 掲載を希望するサイトに記載の事業内容やサービス内容の説明が十分でなく、責任の所在が不明確で信頼性に欠けるもの
- (9) その他、第5条第1項に定める広告審査会が県の広報媒体に掲載する広告として適当でないと認めたもの

(広告審査会)

第5条 広報媒体に掲載する広告を審査するため、政策部内に広告審査会を設置する。

2 広告審査会は、広告掲載の可否等を審議するものとする。

3 広告審査会は、次に定めるものをもって構成する。

- (1) 広報広聴課長
- (2) くらしの安全安心課長
- (3) 人権・同和対策課長
- (4) 総務事務センター長

4 広告審査会の議長は広報広聴課長をもって充てる。

5 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長の指名する委員が、その職務を代行する。

(会議)

第6条 広告審査会の会議は、広告等の掲載の可否について疑義が生じた場合、及び議長が必要と認めた時に、議長の招集により開催する。

2 会議の議事は、全員一致により決する。

3 会議において、議長が必要と認める場合は、関係課や外部の専門家に意見を求めることができる。

4 審議事項であって、急務を要し、広告審査会に付議する暇がないと議長が認める場合は、委員に回議し、その決定をもって審査会に代えることができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年2月21日から施行する。